議案第36号

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

大磯町印鑑条例（昭和51年大磯町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第11条第２項を次のように改める。

２　前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。

⑴　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

⑵　移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第 35 条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

附　則

この条例は、公布の日から起算して７月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和５年８月30日提出

大磯町長　池田　東一郎